磯子区環境行動推進功労者 • 功労団体表彰要領

1 目的

この要領は、磯子区内において3R(スリーアール)の推進活動や各種美化活動を行い、「ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画」の推進・街の美化活動等に功績のあった個人又は団体に対し、感謝の意を表するとともにさらに積極的な3R推進・美化活動を助長することを目的とする。

2 表彰の対象

表彰は、次の各号のひとつに該当するもので、その業績又は功労が特に顕著で他の模範とするものであり、概ね3年程度以上継続されているものに対し行う。

- (1)公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動等に尽力し、多大な成果をあげた人(清掃)
- (2)指導啓発等広報活動に尽力し、街の美化意識の啓発向上に多大な成果をあげた人(広報・啓発)
- (3)花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげた人(花いっぱい・緑化)
- (4)資材・物品・施設等を寄付し、街の美化活動の推進に寄与した人(寄付)
- (5)リサイクル活動、分別指導、啓発活動などに尽力し、「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」の推進に多大な成果をあげた人(プラ 5.3)
- (6) その他、街の美化活動の推進に寄与した人

3 推薦方法

- (1)被表彰者(団体)の推薦は各地区連合町内会長が推薦し、磯子区長がこれを決定する。
- (2)その他、磯子区環境行動推進本部委員又は事務局が推薦し、磯子区長が功績ありと認めるものは、これを決定することができる。

4 表彰方法

表彰は、磯子区長が感謝状及び記念品の授与をし、これを行う。

5 その他

- (1) 本表彰に係る事務は、磯子区役所総務部地域振興課が行う。
- (2)この要領に定めるもののほか必要な事項は磯子区長が定める。

附即

この要領は平成 9年 5月22日より施行する。

附則

この要領は平成18年 2月15日より施行する。

附 則

この要領は平成23年 4月 1日より施行する。

附 則

この要領は平成27年 2月 2日より施行する。

RH FII

この要領は平成29年 2月 3日より施行する。

附 則

この要領は令和 6年 2月 6日より施行する。